

横浜市立山内小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 この会は、「横浜市立山内小学校PTA」といい、事務所を横浜市立山内小学校におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする任意加入団体である。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- (1) 児童の心身の健全な発達をはかる。
- (2) 児童の生活環境を良くする。
- (3) 公教育費を充実することに努める。
- (4) 国際理解に努める。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本質とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動をする他の団体、及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為を行わない。
- (3) この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者の推薦はしない。

第4章 会員

第5条 この会員となることができる者は、次の通りである。

- (1) 横浜市立山内小学校に在籍する児童の保護者、又はこれに代わる者。
- (2) 横浜市立山内小学校の校長及び教職員。
- (3) 横浜市立山内小学校PTAサポート会員（本規約第6章から第9章の規定を適用しない会員）

第6条 この会員は、会費を納めるものとする。

- (1) 会費は、一世帯につき月額350円以下とする。会員（第3項に該当する者を除く）は、毎年5月末日までに当該年度（当該年の4月から翌年3月までをいう）分を一括して納入しなければならない。
- (2) 前項の月額については、総会において改定することができる。
- (3) 年度の途中から会員となった者は、会員となった月の末日までに、当該月以降年度末までの会費を一括して納入しなければならない。
- (4) 年度の途中から会員でなくなった者は、会員でなくなった月の翌月以降年度末までの支払い済みの会費の返還を受けることができる。
- (5) 会費で特別な事情がある場合は、役員承認を得て、会費の一部又は、全額を免除することができる。

第7条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第8条

- (1) この会の会員は、青葉区PTA連絡協議会、及び横浜市PTA連絡協議会の会員となることができる。
- (2) 会員は「PTA入会届」を提出した場合、入会できることとし、「PTA退会届」を提出した場合、退会できることとする。本会はこれを受理しなければならない。なお、電子メール等WEB上の電磁的記録物での提出も可能とする。

第5章 経理

第9条 この会の活動に要する経費は、会費、及びその外の収入によって支弁される。

第10条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第12条 この会の決算は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

第13条 この会の役員は、次の通りである。

代表1名以上（保護者） 役員若干名（保護者、教職員）

役員は、会計監査委員は兼ねることができない。

第14条 役員は本人の希望により、総会の承認を得て選任される。

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。ただし、原則として役員であることが、連続して2年を越えないものとする。特別な事由がある場合は総会の承認を得て1年限り延長できる。
- (2) 役員の任期は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、任期中でも退任することができる。
- (3) 役員は期中でも、会員の承認を得て、選任されることができる。

第16条 代表は次の職務を行う。

- (1) 総会を召集する。
- (2) 代表は、役員、会計監査委員の選任にかかる委員会を除くすべての集会に出席して意見を述べるることができる。

第17条 役員は次の職務を行う。

- (1) 役員は代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行する。
- (2) 総会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (3) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (4) 代表の指示にしたがって、この会の庶務を行う。
- (5) 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を行う。
- (6) 定期総会に於いて、会計監査委員の監査を経た決算報告を行う。
- (7) この会の財産を管理する。
- (8) 予算の立案について協力する。

第7章 会計監査委員

第18条 この会の経理を監査するため、若干名の会計監査委員をおく。

第19条 会計監査委員は本人の希望により、総会の承認を得て選任される。

第20条 会計監査委員は必要に応じて、随時会計監査を行うことができる。

第21条 会計監査委員の任期は1年とする。

- (1) 会計監査委員の任期は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、任期中でも退任することができる。
- (2) 会計監査委員は期中でも、会員の承認を得て、選任されることができる。

第8章 委員会、臨時サポート委員会

第22条 この会に必要な委員会及び臨時サポート委員会を設置することができる。

第9章 総会

第23条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。ただし、第5条第3項に規定する会員については、全会員に含めないこととする。

第24条 総会は、定期総会及び年度末総会、臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、5月末までに開催する。年度末総会は、3月末までに開催する。
- (2) 臨時総会は、役員の過半数の賛成、又は、全会員の5分の1以上の賛成があったとき開催する。
- (3) 総会は、書面（電磁的記録物を含む）で行うことができる。

第25条 総会は、全会員の5分の1以上の出席者があったときに成立する。

第26条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

第10章 細則

第27条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りに於いて役員の過半数の議決を経て定める。

- (1) 役員は、細則を制定又は改廃した場合には、その結果を総会に報告しなければならない。

第11章 改正

第28条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は、総会の開催の少なくとも2週間前に、全会員に知らせておかなければならない。

付則 この規約は昭和42年 4月 1日より実施するものとする。

(この規約は昭和45年 4月24日 一部改正)

(この規約は昭和46年 4月23日 一部改正)

(この規約は昭和48年 4月28日 一部改正)

(この規約は昭和49年 4月21日 一部改正)

(この規約は昭和51年 4月24日 一部改正)

(この規約は平成 7年 2月 9日 一部改正)

(この規約は平成10年 5月 7日 一部改正)

(この規約は平成13年 5月11日 一部改正)

(この規約は平成14年 5月 9日 一部改正)

(この規約は平成16年 3月 9日 一部改正)

(この規約は平成19年 3月15日 一部改正) 平成19年 4月 1日より実施

(この規約は平成29年 3月 6日 一部改正)

(この規約は平成30年 3月 5日 一部改正)

(この規約は令和 元年 5月17日 一部改正)

(この規約は令和 7年 6月 6日 一部改正)

(この規約は令和 7年 9月30日 一部改正)

(この規約は令和 8年 3月20日 一部改正)